

◎新潟県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市真田甲465の4、甲1060の2、甲1061、甲1062、甲1063の1、甲1124、甲1125、甲1143の2、甲1148の1から甲1148の3まで、甲1149の1、甲1149の2、甲1153の2、甲1154の1、甲1155の1、甲1155の2、甲1156の1から甲1156の5まで、甲1157、甲1166の6、甲1305、甲1306の3、甲1310の1、甲1312、甲1368の1、甲1369の1、甲1468の9、甲1477の1、甲1477の2、甲1478の1、甲1478の2、甲1479の1、甲1481の1、甲1481の2、甲1482、甲1483の1、甲1483の2、甲1485、甲1486、甲1487の1、甲1487の2、甲1490、甲1491、甲1493から甲1499まで、甲1500の1、甲1505の1、甲1526の1、甲1526の2、甲1527の1、甲1527の2、甲1529、甲1532、甲1533の1、甲1535、甲1545、甲1546、甲1547の1、甲1547の2、甲1559、甲1562の1、甲1563の1、甲1569の1、甲1570の1、甲1571の1、甲1572の2、甲1586、甲1587、甲1590、甲1591、甲1596、甲1598、甲1600、甲1602、甲3383、甲3385から甲3387まで、南鑑坂842の1、842の2、843の1、857、867の1、868、869、870の1、904から906まで、908、909、909の2、910の1、911の1、923、924の1、927、928の1、928の2、929から932まで、932の2、934の1、935から937まで、938の1、938の2、939、939の1、940、941、942の1、942の2、943の1、943の2、945の1、945の3から945の5まで、947、948、948の1、949、950、952の1、953から955まで、1086、1094から1096まで、1100、1103、1104の1、1104の7、1105、1107、1108、1109の1、1109の2、1111、1113から1121まで、1122の2、1123、1139から1141まで、1143から1151まで、1153、1154の1、1155、1156、1161、1162、1183の2、2090、2091、2617、高島2562の1、2581、2582、2583の1、2587、2592、2593

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）